

予算決算常任委員会 摘録

1. 開催日 令和3年2月5日(金) 議場
2. 出席委員 坂本義明委員長 田部道男副委員長 岡村信吉 竹内光義 門脇俊照 赤木忠徳 谷口隆明 林高正 横路政之 堀井秀昭 福山権二 徳永泰臣 近藤久子 吉方明美 政野太 五島誠 岩山泰憲 山田聖三 桂藤和夫
3. 欠席委員 なし
4. 委員外議員 なし
5. 事務局職員 永江誠議会事務局長 俵啓介議会事務局議事調査係長 谷川祐貴議会事務局主事
6. 説明員 なし
7. 傍聴者 なし
8. 会議に付した事件
委員間討議の活性化について
第1回市議会定例会における予算決算常任委員会運営について

午後1時00分 開 会

○坂本義明委員長 予算決算常任委員会を開会いたします。ただいまの出席委員は19名であります。よって、直ちに本日の会議を開きます。本日の会議におきまして、傍聴、写真撮影、録音、録画を許可しております。

委員間討議の活性化について

○坂本義明委員長 本日の協議事項1点目、委員間討議の活性化について。昨年12月11日付けで議会運営委員会委員長から予算決算常任委員会における委員会討議の活性化についてということで、文書による依頼がありました。これは令和元年度12月3日付けで議長から議会運営委員会あてにありました議会活性化に係る諮問のうち、議員間討議の活性化という項目について予算決算常任委員会でも検討してほしいという内容です。これを受けまして、本委員会の運営について、私から別紙資料1のとおり、新たな取り組みを提案いたしますので御協議をお願いいたします。大きい1点目は、当初予算審査及び決算審査における委員会運営の見直しです。(1)として、これまでは施政方針や決算概要の説明等を受ける本会議に引き続き、予算決算常任委員会を開会していましたが、今回から本会議の翌日に開催するように日程を設定しています。これは市長の施政方針などの内容について委員の皆様にはしっかりと確認していただく時間を設けたものでございます。これによって全体質疑での質問事項の準備をすることができるほか、各委員が何を懸案事項とされているか把握することもできるようになります。次に、(2)として、今回から全体質疑の後に意見交換の時間を設けたいと思います。この意見交換は委員の皆様から自分が所属しない分科会に対して特に審査してほしい事項をあらかじめ出し合っていただく時間とし、こうして出された事項についても各分科会で審査していただければ、主査報告に反映され、それに対する質疑を認めることにより、委員間討議の活性化につながるものと考え

ます。なお、これまでの申し合わせ事項では、質疑は主査報告で報告されなかった案件、分科会で審査されなかった案件に限定して行うとなっておりますが、主査報告があった事項へも質疑ができるよう、資料のとおり見直すこともあわせて提案いたしたいと思っております。見直しの内容は、1項目目を削除するものでございます。大きい2点目は、委員会での採決の前に討論の時間を設けるということです。これまでの委員会では修正案がないときには討論の時間を設けておらず、討論は本会議のみで行われていました。しかし、委員会の採決前にも討論できるようにすることで、委員間討議の充実を図ろうとするものであります。この場合、委員会での討論と本会議での討論が同一委員から同一の内容で出されてもよいと考えられますが、皆さんの御意見もあわせて伺いたいと思っております。私からの提案は以上でございます。皆さんの御意見をちょうだいしたいと思います、いかがでございましょうか。

○堀井秀昭委員 1番(2)で事前に主査報告に反映されるように自分の聞きたいことを聞いておけるとい意味ですね。その下の括弧の中で1番を省いてあるのですが、ということは、2番で主査報告に反映されるという方法を取りながら、なおかつその下では報告されなかった案件という項目を削除するという、どちらを目標とされているのか。

○坂本義明委員長 今までは主査報告されなかったことについて質問する。分科会で審査されなかったことについて限定していたことを取っ払うというだけのこと。分科会でしっかり審査してくださいということが第一に大きな観点で、もしそこでなかったとき、こういう場を設けてやってほしいということが、大きな理由付けなのだけれども。

○堀井秀昭委員 全体質疑の後の事前に意見交換して、自分が所属しない分科会に対して特に審査してほしい事項をあらかじめ出し合う。これの目的は書いてあるとおりでらう。ここを目的に(2)を定めるのなら、現行の括弧の中の削除している部分は残ってもいいのではないかと思うのだけれども。

○坂本義明委員長 残したら今までと同じように限定されるから、質問できる範囲が狭まってくるからという意味で議論が深まらないという意味でやっているのだけれども。

○堀井秀昭委員 要は現行の1番を削除するのなら、(2)は要らないのではないかという両面から言っている。

○林高正委員 1の(2)ですが、私は少しおかしいと思っております。自分が所属しない分科会に対して特に審査してほしい事項をあらかじめ出し合う時間を設定と書いているけれども、審査にはならない。本人もいないし。そこで審査するような話になるのですか。これだけ聞きたいからこれを審査してくださいというような意見が出されたら、それを本気で審査するのか。聞く人もいないのに。結論的に言うと、主査が報告した後も各質問者が執行者に質問を結構するではないですか。それがその場にならないようにしっかりそれまでに議論して審査してほしいということが根底にある。

○横路政之委員 要するにこれを聞いておいてくれというでしょう。分科会でそれを誰かが聞く。聞く者はそんなに疑問に思っていないのに、頼まれて聞いたことを次はどのようにするのですか。みんな疑問に思うから次々質問するのですよ。

○堀井秀昭委員 例えば、総務分科会へ私がこれを聞いてくれとお願いしたら、総務分科会はそれを必ず執行者に質疑しないとイケない。その結果について、総務主査は議会へ報告の義務がある。

○林高正委員 それを本気で審査ということにはならないからおかしい。

○横路政之委員 執行者の答弁があつて納得がいかなければまた問うでしょう。次々議論が回っていく。

頼まれて聞いたことは、本人ではないのだからそこから先がないのではないか。それは頼まれた人が私もそう思うと思って聞くのはいいけれども。

- 門脇俊照委員 主査に対してそういうことになって審査すると、誰が報告するのか。また主査がするのか。委員長がするのか。
- 坂本義明委員長 主査報告のまとめは委員長がする。
- 門脇俊照委員 だからそこがおかしいとみんなが言っているのではないか。
- 堀井秀昭委員 要は事前にこの意見交換会をして、他の分科会に所属する議員からこれを聞いてくださいという要望が出たら、それを自分が管理する分科会において、執行者へ質したうえで、主査は主査報告の中へ盛り込む義務を負う。そこまでの規定を（２）で定めるのなら、その下の報告されなかった案件、審査されなかった案件に限定して行うという条項まで消す意味がないと言っている。これは残っていてもいいのではないか。自分が聞きたいことはあらかじめ、他の分科会の主査に聞いてもらうわけだから、そこまでののなら、現行どおり、正規の委員会の本番では、今までどおり、報告されなかった事項、それから審査されなかった案件に限定するというのは、残すべきではないのかと言っている。
- 赤木忠徳委員 1を外すという意味は、私はあると思うのです。主査が報告した中でも、今まではもっと入り込まないといけないところまでいってなかったら、質問しにくいという思いでありながら質問しているところもあるのです。ですから1を外すことによって、すべてのことを質問できるという捉え方をしてもいいのですか。そうすると1がなくなった意味は幅広くなるから、審議が広がると思いますが、そうなのですか。
- 坂本義明委員長 基本的には。
- 門脇俊照委員 とりあえず新年度にしてくれないか。
- 坂本義明委員長 今までどおり例えば、1を外さないでそのまま入れておいてという意味ですか。
- 福山権二委員 これは今の任期中に議会改革としてやろうということを議論してきて、矛盾がなければいいでしょう。
- 堀井秀明委員 別に矛盾してなければいいのですけれども、効率的な審査をするということで、予算決算の審査も今、分科会を設けてやっている。それで、各議員はどの委員会に所属するかは自分の希望を出して自分の希望する委員会へ所属しているわけです。審査の最終的な結果の責任は各分科会なり委員会が持つわけなのだから、そこに向けて、ここの1番を抜くことによって、他の委員会や分科会へ所属する議員が言いたい放題、聞きたい放題。それは自由ですよということにつながるようなことになってしまうことが、議会の運営上、果たしていいことか悪いことか。その辺りも気になる。
- 福山権二委員 これまでのことを改善しようとしての意見だろうと思うのだけれども、要するに、これまでは提案されて、すぐ委員会を開いて分科会をしてするということがあったので、結局そういう方式をとると、最後に審査をして主査報告があったときに、これはどうなっているのかと言えば、それは審議していませんからとその場ですということではなくて、提案がある。1日読んでみる。それぞれ読んでそれぞれがここは問題だと思うのだがどうかという全体討論をしてみて、各主査はそれは聞いておいて、分科会審査の中でそのこともそれぞれ聞くと。それを主査報告で出すとするとその主査報告ですべてまとまるのではないかということをやったほうが、委員会でその事前にフリー討論しときに、教育民生ではこの問題があると言ったときに、委員会を越えて議論した中身が一応記憶さ

れて、各委員会の分科会でもそのことが十分に話し合われると。そうすると最後の主査報告のときにどうなったのか、それは審議していません。それでは執行者からというようなことが起きないということ。そのほうがより審議が深まる。本会議のときに審議してないが、そこで市長とやりとりして、それで充足するというのではなくて、審議としては分科会を中心にやるということだから、そのほうが有効だと思う。

○堀井秀昭委員　1番の常任委員会の開催日を翌日以降に設定することについては、いいことだろうと思うのだけれども、2番のこと。要はそういうふうにしようと意見が出たのは、さきほど福山議員が言われたような状況が起きる可能性があるから、そのほうがより深まった議論ができるだろうということなのだけれども、定めとして事前に意見交換をして、自分が他の分科会に対する疑義をその分科会の主査に対して十分な議論をしてくれというお願いをするわけでしょう。そのお願いを受けて分科会の主査は主査報告で、それは当然取り上げて報告しないとイケない。そういうふうに定めておきながら、なおかつ現行の1番のところでは、これを外すということは、主査報告があった案件だろうが、なかった案件だろうが、もう自由に質疑しなさいということになると思うのだけれども、そのほうがいいと思われているのかどうか。

○林高正委員　次の人で考えてもらいましょうよ。

○坂本義明委員長　議長からしっかり議論してほしいという前提のもとにこういう計画を立ててみたのですが、前回、決算のときもそうですけれども、議論になればいいのだけれども、結果的に執行者だけになんかということになってもいけないということでこういう考え方で進めさせてもらおうと提案したのですが、いつまでも議論しても同じことをすると思いますので。

○堀井秀昭委員　今回でこの任期中に一定の改革をしたいという議運の委員長の声があるのなら、どちらかにしてみてその結果を見るというのなら、いいのではないかと思う。

○門脇俊照委員　大きい2番でも委員会の採決の前に討論の時間を設けると。討論して真逆のことが出ることもありますよ。委員会の尊重とかは、もう無視の状態。今まで決めたことが全部反対になったら、何のために委員会をして採決したのかわからない。

○坂本義明委員長　出して皆さんの意見を聞くことも大事なことだろうと思うのですが、なかなかこちらの出した案にうんという返事が出ないと、一度元に戻さないと仕方ないと思うので、とりあえず1日において、しっかり次のことについて検討してもらおうということは認めてもらえますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○坂本義明委員長　それで、2番については現行のままで。(2)の部分は今までどおりで一応やろうということで、あとは改めてこの場で各分科会でしっかり議論をしてもらって、それは全然検討もしなかったし、話もなかったですというようなことがないように分科会でしっかり議論していただきたい。その各分科会の案件について。そういうことをお願いしてこの場を締めようと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○坂本義明委員長　それではそのようにさせていただきます。

第1回市議会定例会における予算決算常任委員会運営について

○坂本義明委員長 協議事項の2点目です。第1回定例会における予算決算常任委員会の運営についてでございます。それでは、令和3年度当初予算審査の方法についてお諮りいたします。各常任委員会の所管事務の例による区分により、分科会において審査いたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本義明委員長 異議なしと認めます。よってそのように決定いたします。それでは、第1回定例会における予算審査等の日程について、事務局から説明させます。

○俵啓介議会事務局議事調査係長 本日の委員会では、分科会設置による令和3年度当初予算審査と今年度の補正予算の審査も合わせた日程の御確認をいただきたいと思っております。また、本委員会終了後、各分科会におきまして、正副主査の互選と重点審査事業の決定を予定しております。それでは御手元に配付しております資料2をごらんください。縦に日付、横に会議の区分となっております。まず、2月8日、月曜日ですが、3月定例会の招集告示がされ、議案が送付されますので、皆様へ議案をお渡しいたします。2月15日、月曜日が定例会初日ということで、令和3年度当初予算の議案が上程され、執行者から説明を受けて総括質疑が行われ、付託審査が決定されます。翌日の2月16日、予算決算常任委員会を開催していただきまして、当初予算議案についての全体質疑が行われます。委員会終了後の正副主査会議におきまして、予算審査の方針、分科会の進め方等を御確認いただきます。主査会議終了後から18日までの3日間で予算審査分科会の所管課別審査を予定しております。2月19日、金曜日を分科会の予備日としております。予定どおり審査が進みましたら24日の本会議終了後に正副主査会議を開催していただきまして、各分科会の審査状況や附帯意見等の対応を確認していただきます。3月5日、金曜日には補正予算案が追加議案として送付される予定で、これは9日に上程となる予定です。9日は本会議終了後に予算決算常任委員会を開催していただきまして、令和3年度当初予算の各分科会審査について主査報告、質疑、委員会での採決をいただきます。また続いて、追加議案の補正予算についても審査していただく予定となっております。3月12日、金曜日の本会議最終日におきまして、9日に行いました補正予算と令和3年度当初予算の審査結果について、委員長報告、質疑、討論、採決となります。以上が、令和3年度当初予算及び令和2年度の補正予算の審査日程となります。2月16日からの各分科会の詳細日程につきましては、裏面にあります資料3のとおり予定しておりますので、御確認をお願いいたします。説明は以上です。

○坂本義明委員長 ただいまの説明に質問がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本義明委員長 なしと認め、それでは、審査日程はそのように決定いたします。この後の日程ですが、引き続き各分科会を開催いただき、正副主査の互選と当初予算審査の重点審査事業を決定していただきます。なお、本日中に執行者への重点審査事業を通知したいと思っておりますのでよろしくお願いたします。以上で、本日の予算決算常任委員会を閉会いたします。

午後1時29分 閉 会

庄原市議会委員会条例第 30 条の規定により、ここに署名する。

予算決算常任委員会
委員長